

情報モラル教育の射程と方法 高等学校普通教科「情報」を中心に

五十嵐 智朗

Abstract

Information societies are progressing very fast, and students in the societies are involved in crimes, and have been involved in many troubles which they never have experienced. “Information moral” is considered to be urgently required for the students in such present conditions. Most ideas of Information moral were created by information engineers. Therefore, we propose a new scope of information moral which is based on the ethics and moral sense from the humanistic point of view. Moreover, we propose a new method of learning “information moral” at high school which is based on a method of learning “morality” in elementary and junior high schools.

キーワード.....情報モラル 高等学校普通教科「情報」 道德教育 情報倫理
著作権

1. はじめに

現在の高校生の情報発信についての行動を見ていると、大きく二つのタイプに分けられる。一つは、同じクラスや部活動など毎日顔を合わせている友人同士の間で、Face to Face によるコミュニケーションの延長線上として、携帯電話によるメールを中心に行われている。高校生の Web 日記や Web ログ上の書き込みを観察すると、現実の世界の延長線上での「つながり」の強化を行うために、情報発信は行われている。内容は、仲間内だけでわかるハンドル（ネット上のニックネーム）を使いながら、友人との交流を語ったり、受験の悩みを語ったり、またその Web 日記を読んだ友人に学校で励まされてありがたかったことなどについて、心温まる交流をしている。もちろん、これらの生徒は、親しい友人にしか URL(Uniform Resource Locator)を教えていないが、読んでいる仲間内は、その管理人が誰であるか特定している。

しかしある程度時間が過ぎると、彼らの言葉で「サイトバレ」と呼んでいるが、不特定の人にもその URL が伝わることもある。この「サイトバレ」で、Web 日記等を閉鎖する生徒もいるが、もともと生徒なりに情報の発信内容を注意深く制限している場合は、気にせず続ける生徒もいる。ある生徒の場合は、意外に下級生等にもよく閲覧され、その内容の温かさや生徒の

悩みの代弁者として、尊敬の念を持って受け入れられている。また、この生徒は、同じ高校の他の Web サイト管理者にも尊敬され、そのプライバシーの保護や著作権についての姿勢が、この学校のネット上の情報発信内容についての「情報モラル」を高めていることがわかった。反面、商用 Web サイト上に設置されているこの学校の匿名掲示板では、辛辣な書き込みや生徒の実名を使用した陰險な嫌がらせも大きな問題として存在する。これは、同じ現実の延長線上であっても全く別な一面を伺わせている。

一方、ネット上では、現実社会から逃避するために、同好の人々によるサイト上で、現実社会とは異なる別の人格を演じ続ける生徒もいる。同様に現実を離れオンラインゲームに熱中し、ネット上での社会を住みかとし、現実の学校生活を無意味に感じ始め、不登校に陥る生徒や登校していても全く学習意欲を失って進級があやぶまれる生徒も出てきている。また掲示板にいわゆる「あらし」行為を行うことで、自分の鬱憤を晴らそうとする生徒もいる。このようなことが、一歩間違うと社会を震撼させる事件に発展することになる。例えば、同好の人々が集まるための Web サイトを利用した犯罪の例では、長期にわたり拘束された女性の事件や、掲示板の書き込みを理由にした小学生による殺人事件まで起きている。また、「自殺系サイト」のように、無責任な意見を述べている他者も存在するネット上で、他者からの判断により、自分の「生か死」の重大な問題に対する自己の行動を決定する者さえ現れている。

これらを見ると、生徒たちは、これから情報社会に参画するのではなく、本人たちが意識していないかもしれないが、情報社会に深くしかも無防備のまま自然に浸透している。まだ事件にこそならないが前述のような問題を抱えている多くの生徒が存在する現状がある。

しばしば、欧米人は、内面的な「モラル」で人格が支えられているが、日本人は、外面的な他者からの批評を気にすることつまり「恥」で支えられているとされている。しかし、その匿名性により情報社会においては、「恥」ではなく「モラル」が我々により必要だと考えられる。

このような情報社会において今後、生徒をうまく生きていかせるためには、発達途上の一人の人間としての高校生の行動や考え方を考慮した、ネチケットやネット上に負荷をかけるなどの問題を越えた「モラル」が、必要となる。このことは、また個人としての道徳性や倫理について改めて考える機会になる。このような観点から、現代の日本人の各年齢層において適切な情報モラル教育が必要であると考えた。

現在の高等学校「情報」に関して語られている情報モラルは、欧米の思考性や情報工学から生まれたものであるため、改めて人文科学的な倫理・また教育学の道徳教育からのアプローチを行う必要がある。本論文では、高校生に対する情報モラルについての学習領域を検討し、日本の倫理・道徳を踏まえて、現状で早急に必要と考えられる情報モラルの新たな射程を提案する。また、これに際し、特に小・中学校の「道徳」の学習方法に注目した高校生の情報モラル教育の新たな学習方法を提案する。

2. 情報モラルの射程

2.1 情報モラルの誕生

ジョンソン(2001=2002)は、コンピュータ利用に関して1980年代に、「情報モラル」に関する言葉として利用し始められたものが、「コンピュータ倫理学」であるとしている。これは、主に情報処理担当者等に対する「職業倫理」を扱い、個人や企業についての情報の取り扱いやコンピュータ技術を悪用しない倫理観や責任についてであった。このころ、我が国においてもある雑誌の購読者9万人の住所氏名の情報を預かる立場にある会社が、その顧客情報を利用し、英語学習に関するダイレクトメールを送って問題になった事件や、銀行員がオンラインシステムの預金端末機を操作して、虚偽の情報を与え多額の金をだまし取った事件もあった。

90年代前半に、筆者がパソコン通信を始めたときには、すでに多くのフォーラム(パソコン通信上のコミュニティ)が存在した。各フォーラムは、一部のフォーラムをのぞいて、同じ事象に興味を持つ比較的少ない人数で構成されており、ときどきフレーム(ネット上で起きる感情的な論争)は存在したが、基本的には平穩に紳士的な議論や情報の交換が行われていた。ここでは、ハンドルも固定されており、また筆者(igatomoであった)も含め本人が特定できるようなイニシャル等もまだ多く存在し、匿名性も低かった。このころ、一部では、実名とハンドルの一体化は、社会に対して責任ある態度として考えられていた。

90年代後半に入りついに日本にもインターネットが本格的に導入された。越智貢(2004)は、インターネット初期には、明文化されたモラルはなかったが、新参加者が増え「規則」として「教え」なければいけなくなったとして、情報モラルは、ネットワーク社会の「古参加者」つまり技術者や研究者が、インターネットの「新参加者」である一般人に「規則」として教えたことに始まるとしている。このころ実業系の高等学校では、すでに専門教科として「情報」が存在し、ネット上の有害情報が問題視されはじめ、「フィルタリング」するか「有害であることを教える」かについて議論されていた。同時に生徒の間では、ポケットベルの流行と衰退があり、PHS・携帯電話が生徒のコミュニケーションツールとして登場し、高校生の情報行動の激変と次々に起こる技術革新の速さに驚き、またそのことに関係する生徒指導上の問題の対処に追われた。

1995年に発売され現在も主流となっているGUI(Graphical User Interface) OSが本格的に使用されるようになると、このネットの世界に一般のいわゆる「新参加者」の数が圧倒的に「古参加者」を上回った。このころ「インフォメーションエシックス」が言葉として使われた。この言葉を邦訳したのが「情報倫理」である。これが、「情報モラル」となるもとなった。そして、現在においては、ほぼ各家庭には、インターネットに接続されたコンピュータがあり、生徒個人は携帯電話によってインターネットに常時接続可能な状況にある。このような状況での「情報モラル」は、現在どのような内容を意味するのか次に検討していきたい。

2.2 用語としての情報モラル

『コンピュータ教育標準用語辞典』（1989）では、索引に「情報モラル」はあるもののその扱いは少なく、情報活用能力の用語説明(p.165)と教師にとってのコンピュータリテラシーについての項目で、「情報モラル（情報のあり方についての基本的認識）の認識能力も重要である(p.174)」としているのみである。

また、「情報モラル」という言葉は、『教育工学事典』（2000）によると、「情報モラル(Information ethics)とは「情報を送受信する際に守るべき道徳」をいう。情報ネットワーク社会において、他の人に迷惑をかけたたり、不快な思いをさせないように情報を扱うための取り決めである(p.323)」としている。Information ethics を情報モラルと訳していると考えられる記述方法なので、「情報倫理」と「情報モラル」を同じ言葉として扱っているように見える。またここでは、情報モラルに反する行為として、著作権侵害・肖像権侵害、WWWへの偽情報の公開、不適切情報の受信、チェーンメール、メーリングリストへの巨大なファイルの投稿、パスワードの漏洩、他人へのなりすまし、他人の情報の無断公開、メールの盗み読み、ねずみ講、偽アンケート、コンピュータへの不正侵入、データ・システムの破壊、コンピュータウィルスの配付、他人のサーバーの不正使用の16項目をあげている。

これらは、主にネットワークシステムに対する問題や法律に対する違反行為を問題にしている。ここでは、現実的なシステムに対する情報工学的要素を多く含み、人文科学的・人間的な倫理・道徳については多く語られていない。

では、当時の文部省の文脈ではどのように語られてきたのであろうか。

2.3 文部省・文部科学省の情報モラルの内容

2.3.1 中央教育審議会第一次答申での情報モラル

1996年(平成8年)7月の中央教育審議会第一次答申の第3章「情報化と教育情報化」は、次の項目を扱っている：

[1]情報化と教育、[2]情報教育の体系的な実施、[3]情報機器、情報通信ネットワークの活用による学校教育の質的改善、[4]高度情報通信社会に対応する「新しい学校」の構築、[5]情報社会の「影」の部分への対応

そして、[3]の内容の中で、「ネットワーク環境を広げていくに際しては、インターネット上の好ましくない情報の取扱いの問題、情報モラルの問題など、様々な問題がある。」

として情報モラルという言葉が登場している。ここでは、ネットワーク上の問題として、有害情報の取り扱いと、情報モラルに分けられている。

また、[5]情報社会の影の部分への対応では、「一人一人が情報の発信者となる高度情報通信

社会においては、プライバシーの保護や著作権に対する正しい認識、「ハッカー」等は許されないとといったコンピュータセキュリティの必要性に対する理解等の情報モラルを、各人が身に付けることが必要であり、子供たちの発達段階に応じて、適切な指導を進める必要がある。」としている。そして、影の部分の対応では、情報モラルをプライバシーの保護や著作権に対する正しい認識とコンピュータセキュリティの必要性の理解としている。

この答申では、世界規模でインターネットの利用が進んできている状態での見解として、子どもたちが、大量の情報に飲まれることなく、「生きる力」として、自らの考えを持ち、自ら判断し、自らの責任において行動することが大切であることを十分理解させることとしているところが重要な観点である。

2.3.2 情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議の情報モラル

「情報社会の進展に対応した教育環境の実現に向けて」の情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議(以下協力者会議)第一次答申(1997)では、今後の初等中等教育段階で育成すべき能力を「情報活用能力」とし、3つに整理し、情報教育の目標とした。(1)情報活用の実践力(2)情報の科学的な理解(3)情報社会に参画する態度である。特に(3)については、「社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度」とまとめている。その学習の範囲としては、「情報技術と生活や産業、コンピュータに依存した社会の問題点、情報モラル・マナー、プライバシー、著作権、コンピュータ犯罪、コンピュータセキュリティ、マスメディアの社会への影響」などが考えられるとしている。ここでは、学習範囲に「情報モラル・マナー」として登場しているが、同時に羅列されている物を省いて「情報モラル・マナー」を考えてみると残る物としては、前述の中教審の持つ内容に比べてかなり狭い範囲での扱いであると考えられる。それは、おおよそ「ネチケツ」の意味で、扱われているように考えられる。

2.3.3 高等学校学習指導要領にみる情報モラル

文部省(2000)は、『高等学校学習指導要録解説 情報編』において、情報モラルを、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度(p.82)」と定義して、具体的には、「情報収集においては、適切な手続きによる情報の収集、著作権などの尊重、情報の信頼性についての意識・情報発信においては、プライバシーの保護、著作権などの尊重、情報発信に伴う責任、コミュニケーションにおいては、エチケット、相手への配慮、情報通信ネットワーク利用においては、ガイドラインの遵守、セキュリティへの配慮、総合活動においては、著作権などの尊重(p.82)」としている。その内容は、再び中教審で考えられたものと同程度に拡張され、かつ具体的に現実の利用に踏み込んだ内容が提示されている。ようやく「情報モラル」も定義され、

「活動の基」となる「考え方と態度」となった。

2.4 教科書に見る情報モラル

『教科書A社』では、この情報モラルを次のようにとりあげている。

口絵で、「著作権とモラル」として、著作権の侵害（友人のレポートのコピーを提出・Web ページからの引用・音楽を Web ページで公開・ソフトウェアのコピー）、商標権やキャラクタの侵害、肖像権の侵害、個人情報の流出（アンケート・個人情報の公開）、不正アクセス（なりすまし・パスワード・システムファイルの改変）が取り上げられている。また、情報の検索と収集の章で、教科書にはないが、指導資料には「引用」の条件が提示され、Web ページの保存の所でも、軽くふれる程度でよいとしながら指導資料のみ著作権のことについての記述がある。情報の受発信と共有の章では、教科書・指導資料に、ネチケットと一次情報と二次情報の意味についての記述がある。ネットワーク利用の心構えとして、情報の信憑性、個人情報の保護、知的財産権についての知識・権利の尊重、セキュリティが取り上げられている。IT が開く 21 世紀の章では、ハイテク犯罪が取り上げられている。

これらの情報モラルについての記述は年々増えてきている。特に著作権についての内容が多様な場面で盛り込まれてきていることは、学校現場や社会のニーズに応じての対応であろう。また今後も IT に関連したハイテク犯罪も毎年のように新たな形の多くの犯罪が登場していることに追いついていながら新たな内容を検討していかなければならないであろう。教科書の内容は、情報モラルの知識の面については、充実してきている。しかしその生徒の「活動の基」になる情報社会における倫理・道徳についての内容は少ない。

2.5 「情報倫理学」にみる情報モラル

『コンピュータ倫理学』の著者であるジョンソン(2001=2002)は、「コンピュータ倫理学という領域は、コンピュータ技術の発展を後追いするだけなのか、(中略)逆の方向、すなわち技術が倫理に従うべきなのではないかということを示唆しておきたい。(序文 p.)」

としている。つまり、新たな技術が完成し、それについての倫理的な問題が起きて、はじめて「コンピュータ倫理学」の学問のテーマになるのではなく、「コンピュータ倫理学」が、先回りして問題を指摘して行かなければならないのではないかとしている。この指摘は、今後の情報社会の発展のキーポイントになると考えられる。

コンピュータ倫理学の内容としては、「職業倫理」「プライバシー」「所有権」「アカウントビリティ」「コンピュータ技術の社会的意味と価値」「インターネットにまつわる新しい問題」をこの著書で取り扱っている。

水谷(2003)は、「コンピュータ倫理学」との差について情報倫理学は、必ずしもコンピュータと直接関係しない「メディア倫理(少年犯罪の実名報道、やらせ)」「医療倫理(インフォームド・コンセント、診察記録の開示)」や「ヒトゲノム情報」「情報開示」「内部告発」をその射程に置くとしている。現在の応用倫理学が、「場当たりの対応」「蝸壺化」という批判に対して、情報倫理学は、「情報化社会」ともいわれる現代社会におけるすべての応用倫理学の基礎学ともいべき役割を担うのでなければならぬことが批判に対する答えとなるだろうとしている。

また、現在の「情報倫理」教育は、情報化社会で被害者にも加害者にもならないためだけの「べからず集」であり、将来にわたってどのような社会をデザインしていくかの問題意識は希薄であるとしている。倫理学の教育というものは「やってはいけないこと」を教えるのではなく「やってはいけないこととは、どういうことなのかを考えること」と考え、マニュアル依存的態度では、今後、想像もつかなかった新しい問題が数多く出てくるに違いないため「情報化社会」を生き抜くことは不可能であるとしている。

これらのことより、現在多くの高等学校で行われている、特定のOSの使用法、ワードプロセッサソフト・表計算ソフトの使用法等に終始し、かつネットワークの技術上の問題を「べからず集」的なマニュアル中心に教えていくのではなく、倫理学を引用した「やってはいけないこととは、どういうことなのか考えること」を考察するべきで、「情報」というものに対して根本的な学習を中心に行う必要があることが考えられる。

水谷(2003)は、「情報倫理学」の扱いとして、「有害」な情報とその規制、プライバシーとはなにか、知を「所有」するとはいかなることが、情報問題としての「脳死と臓器移植」、情報の技術的「共有」をその著書で、とりあげている。また、水谷(2005)では、なぜ「情報」倫理なのか、倫理学としてのアプローチとして、例えば「著作権」を考えると、それ以前に「知の所有」をテーマに考察することが必要であるとしている。そこで、現代情報技術の特異性、プライバシーと情報化社会、ケータイの情報倫理、法と「コード」そして倫理、遺伝情報、情報化社会の虚と実を章を立てて取り扱っている。

越智(2000)は、「情報モラル」を「情報モラルが、発達段階を考慮して造語された初等中等教育版情報倫理だと見なすのが自然である(p.194)。」として、その定義を「電子ネット上のトラブルを回避し、ネットワークの営みを円滑に保つための安全保障(セキュリティモラル)として位置づけられる(p.199)。」としている。このようなことから、越智(2000)は情報モラルをかなり狭く捉えていると考えられる。また、情報倫理の「モラル性」を「行為の倫理(人間性でなく行為が問題とされる)、消極的な倫理(良い行為を行うことでなく悪い行為を行わないことに関心が向けられている)、結果の倫理(良い行為を喜んで行ってもいやいや行っても相違がない)、知の倫理(行為の判断基準は、個人ではなく、知識や規則の側にある)、安全の倫理(被害回避=安全をめざす)(pp.197-199)。」と、5つに分けて説明している。そして、情報モラルは、日常モラルより低いモラル性をもつが、日常モラルが低下しているためこれを考慮した教育でなけ

ればならないとも述べている。

これは、情報モラルは、日常モラルに内包されるモラル性の部分を持つと考えても良いだろう。日常モラルが低下している人にいくら情報モラルを訴えたところで、確信犯的行動による問題が生じている部分があるのではないだろうか。

越智(2000)は、日常モラルについて、「よく生きる」の主語は、他者でなく自分であるとし、モラルは、他者のための配慮である以上に、自己のための配慮であったと述べている。そこから、自己（人格）の完成という目標が道徳的理想として語られてきたが、情報倫理・情報モラルは、他者への配慮を中心にしているモラルである、それを守れば、自己の自由は守られるとして、ここでの自己は完成されるべき自己ではなくて保全される自己であるとしている。このことから、自己への配慮は、たとえ非対面的で匿名的な環境にあっても無力ではないであろうとして日常モラルの重要性を示唆している。例えば、生徒の場合で考えると、ある宿題の答えをネット上から得て、そのまま自分の著作物として教師に提出する行為を、他者への配慮から、剽窃元の他者に迷惑がかかるから行わないのではなく「自分の中の道徳に反する」からその行為を行わない「自己への配慮」が大切であるとしている。また、この文献では、「職能倫理」「ネットワーク管理」「システム侵入」「著作権」「診療記録」等を取りあげている。別の文献において、越智(2004)は、情報モラルに関わる具体相として、「プライバシー」「著作権」「情報セキュリティ」等を検討している。ここで、取り上げなかった問題として、「匿名性」「インターネット依存」をあげている。

2.6 新たな情報モラルの射程

前節で、越智は、「情報モラル」は、初等中等教育情報教育において発達段階を考慮した「情報倫理」だとしている。水谷は、「情報倫理学」として捉え、「やってはいけないこととは、どういうことなのかを考えること」であることを強調して議論を進めていることがわかった。

生徒の発達段階を考えると、小学校においては情報モラルの内容を他者に対して迷惑になるから「やってはいけない」と教え込むことがこの時期では有効である。しかし、中学校以上の生徒には、もう一歩前進して、自分に配慮することを考慮に入れながら「なぜやってはいけないか」を徐々に含めて考えさせることが大切になる。

そこで、高等学校の段階を考えてみたい。ここまで、情報モラルとしてあげられてきた項目を3種類に分けて考える。第1には、知識を単純に教えれば問題にならないこと、また技術の発展により教える必要が無くなる問題を知識型情報モラルと、ここでは呼ぶことにする。第2に「やってはいけないこととは、どういうことなのかを考える」ことが必要であると考えられるモラルを倫理学型情報モラルとする。最後に、これらを消極的な責任についての情報モラルとするならば、新たに共同的な問題の解決を積極的に行う第3の積極的責任型情報モラルにつ

いても含めて検討したい。

2.6.1 知識型情報モラル

例としては、パスワード作成については、単に特定できないように数字とアルファベットの意味のないものにすることがわかればそれで良いと考えられるために教えればよい。また、以前はネット上にアップロードするファイルのサイズを注意したが、アップロードの上限も年々増加している、またあらかじめ決められた以上のサイズのファイルは、サーバーが受け取らないシステムにもなっている。もしそうでなくても、圧縮ファイルの利用を知識として教えることで解決する。また、学校のコンピュータは、一台のコンピュータを複数の人数で使用するようになるので、個人が勝手にコンピュータの設定を変えることや、デスクトップ上にあるアイコンの存在や位置を改変すると迷惑であるとされ、その内容の改変を行わないことがルールとされてきたが、デスクトップ・設定の改変を毎回短時間で初期化を行えるようになっているため教える必要さえ無くなっている。このように単に教えればよい又は教える必要が無くなってきているものを知識型情報モラルの項目と考える。

2.6.2 倫理学型情報モラル

ここでは、従来のような「べからず集」にならずに、その問題全体の文脈をおさえることが必要な問題を取り扱う。また、倫理学の「やってはいけないこととは、どういうことなのかを考えること」を考察し、総合的に生徒に判断をさせることにより、教育効果が上がると考えられる問題を考える。これらの問題のおさえるべき内容を例示すると次のようになる。

A. 個人情報の取り扱い

プライバシーの問題は、コンピュータ以前から存在した。これは、個人の私生活に関する事柄が他人にさらされない権利として、「ほっておいてもらう権利」とされていた。そして、現在プライバシーは、「自己の情報をコントロールする権利」として考えられている。このような歴史的推移を教えて、IT技術の優れた現代社会では、この自己の情報の管理をどう考えていけばよいのかを例を挙げて考えさせる。

例えば、最近よく目にする「Nシステム」は、道路上に設置されている装置で、車のナンバーとその場所の通過を確認できる交通監視システムである。ひとたび犯罪が起きたときには、容疑者の車を追跡するなど絶大な効力を発揮する。しかし、善良な市民も例外なく監視されているとあって良い状態であろう。この状態をどのように考えていくかを考えさせる。また、歩行者に向けての路上の監視カメラの問題もある。路上監視カメラは、一般的に国内では当該地域の治安維持のためやむを得ず設置しているとされている。しかし、指紋・虹彩・顔等の生体的特徴を利用して本人特定を行うバイオメトリクス技術が発展してきている。そこで、歩行者に向けられている監視カメラによる情報によって、その顔の特徴から個人を特定することは

容易なことだと考えられる。これらの事態をどう考えていくのか、そのことに対し賛成なのか反対なのか討議を含めよく考えさせる。監視社会について概念を平たく教え、これらのことより、個人情報の保護という文脈を改めて考え直させる必要がある。

B. 「著作権」に関連すること

まず、著作権についての歴史的推移を国外から国内について概観し、現代における著作権と著作権法とは何かを考えることを行う。その上で、その権利の侵害について、また違法行為はどのようなことか例を考えさせる。著作物の種類（文献・音楽・映画・ソフトウェア等）を確認して、それらの著作物の剽窃とはどのような行為か、その行為が、社会に与える影響はどのようなものか考える。同時に、すべての学問自体が先人の知を利用しながら、創造的に新たな知を作り出す行為であることを肯定的に考えさせて、またそのときの引用の方法を教え、その範囲を考えさせる。実際に現実的な考察を要するテーマを与え、テーマについての情報を検索・受信（図書館の利用も含む）させ、その知の創造について正統的な方法を体験させ、引用を経験させて、自己の意見を論述させる。これらのことにより、著作権・著作権法が消費社会的であることと、初期のネット社会が創造的な情報社会を目指していたのに対し、現在は徐々に制約されていることについて考えさせる。

C. 「有害情報」に関すること

情報を媒介するメディアとは、なにかを考えさせる。また、テレビのニュースは真実を伝えようとしているのだが、必ず情報は構成されていることなどを気付かせる。そして、自分自身が体験したことや見たことについての情報（一次情報）、あるメディアからの情報（二次情報）、だれかの推測や思いこみを含む情報（うわさ話等）の違いを明確に認識することの大切さに気づかせる。また「有害情報」とは、なにがだれにとって「有害」なのかを例を挙げて考えさせる。例えば、ロリータポルノを挙げ、それを商品として消費する側にとっての害が生じていること、また消費される商品としての少女についての害も考えることができる。また、現状で流布される多くの情報に対し、情報発信源を問わずその信憑性に対し、常にクリティカルに対応することを教えて、一般的に信憑性が高いとされているマスメディアの問題点について考えさせる。例えば、松本サリン事件を取り上げ、マスメディアから流された情報が、必ずしも正しいとは限らないことを認識させ、そのことから無実の被害者の方が、容疑者にされていったことなどを挙げ考えさせる。最後に、意図的な偽情報の公開が社会に与える影響を考え、過去の国家によるプロパガンダを取り上げる。例えば、ナチスのプロパガンダを取り上げ、最終的にはホロコーストに至ったことを挙げ、現在の国際社会をあてはめて考えさせる。これらのことにより、情報発信についての責任を考えさせ、自分自身が情報発信するときの責任についても同様であることを気づかせ受信する場合にも責任があることを考えさせる。

D. 「情報セキュリティ」について

技術的な問題を中心に考えると、現在、家庭でも気軽に無線 LAN が使用されていることが

ら暗号化技術の利用について、その設定を選ぶぐらいの最低限の知識が必要である。また同時にコンピュータウィルスについては、ウィルス駆除ソフトの導入を行える程度の防御知識についても教える必要がある。行為の問題について、まず、自分の属する学校やプロバイダ等のガイドラインは、法律と同様に遵守すべきであることは伝えないといけない。その上で、匿名性の利点と欠点を例に挙げ考えさせる。また、安易にお互いのパスワードを利用させネットワークに入ることは、不正アクセス（なりすまし）になり、どのような被害を及ぼすかを考えさせる。このような、他人のコンピュータやサーバーの不正使用は、システムダウンなどの重大な被害を起こす可能性があることを認識させる。

2.6.3 積極的責任型情報モラル

アマチュア無線通信を趣味にしている人々の間では、その電波上で、無償で無線技術やラジオ等を作る技術を教え合うことが行われていた。技術者は、技術のある人を尊敬し、また技術のある人はその分野の初心者を助けることが一つの責任と考えている技術者文化があった。このようなことが、日本が農業中心の社会から工業中心の社会に、短時間で劇的に変化にすることを可能にした理由の一つだとしばしば言われている。同様にコンピュータについて何らかの技術的問題で困っている初心者を援助することや、共有する問題を解決するために共同的にソフトウェアの開発を行う行為が、初期にネット上で存在した。このようなあえて積極的に他者の問題や共有する問題に対して関わっていくことを積極的責任型情報モラルと呼びたい。

その最大の事例としては、「リナックス」の創造が挙げられる。リナックスは、当時主流であった OS の価格が高価であったことに問題を感じたリーナス・トーヴァルズの呼びかけで世界中のコンピュータ技術者がネット上で作り上げてきたフリー OS で、次々にヴァージョンアップを繰り返し、現在も使用されている。リーナス(2001)は、ハッカー（良い意味でのコンピュータ技術者）は、衣食住のために生きているのではなく、社会的な結びつきを大事にしてまたコンピュータそのものが「娯楽」であるとしている。リナックスの開発を行ったときは、金銭的なものは気に掛けずにそのリナックスを作り上げることつまり「娯楽」をみんなと共有することが、最大の動機となったとしている。また、ハッカーにとってリナックスの開発に関わることが一つの社会的な貢献でもあるといっている。

このような積極的な責任とそれに対する尊敬の念の関係が情報社会の発展に貢献してきた。そして、積極的な責任が対応する範囲は、技術のみならず心の問題をも扱うことになってきている。ある Web 日記の発信者が、支持者を増やし、支持者がまたその Web 日記を引用し、ある考え方・見方・倫理観等が浸透していくことが現在も見られる。またそのような発信者が、中心的立場になったとき、積極的な責任を果たし続けることが、今後の情報社会での必要な「情報モラル」のひとつと考える。このような積極的な責任を果たすことができる人間を育成しないと、単に情報を受信するのみで情報を利用し、また消費するだけの人間だけになりかねない。

このままでは、情報社会が今後成り立たなくなることは、情報の受信に偏る現在の利用者の傾向を見ても明らかであり、今後の情報社会の発展が望めないどころか、インターネットが総合メディアレンタルショップになるのではないかとさえ考えられる。

ここまでこれらの、情報モラルに関係する射程を検討してきた。情報モラルの問題には、しばしば故意と無知の両方が存在するとされているが、当事者が無知で良心的な場合には問題がないと考えられるが、故意に行われる行動、つまりいけないことだとわかっていながら行為に及ぶ可能性がある場合を考えると、故意にはある意識が存在すると考えられる。この意識を変容させる、または間違いであると認識させるにはどのような方法があるかを以下に検討したい。

3. 情報モラル教育の方法

神月ら(2005)は、他人の CD などをコピーすることと、自分の出したゴミをどこに捨てるかの質問項目を検討した結果、著作権の保護と道徳的公共心は相関関係がある可能性を示したとしている。しかし、知的財産権の保護に関して、大学生は、知識として知的財産権を理解しているものの、実践力には結びついていない面が見られることが示唆されるとしている。

現在、情報モラル教育では、例えば著作権に関わるコピーの問題は、法律違反だから捕まると莫大な「金銭」が請求される等のリスクを考えさせる方法がとられることが多い。しかしこの方法では、著作権についての遵法意識を向上させることが難しいのが現状であるといえる。

ではどうすればよいのか。1章で述べた「恥」では、外面的なことについて日本人は適応するのだが、情報社会特有の匿名社会になると外面的道徳性を失うことになる。また欧米的「罪の文化」では、「モラル」がうまく機能するとしたら、やはり日本人にあった情報社会での「モラル」を考えなければならない。2章での越智(2000)の「他者への配慮」と「自己への配慮」の考え方を含めて「モラル」の確立を内的道徳性の確立とするならば、「道徳」にその可能性を期待したい。このことから、高等学校普通教科「情報」の内容である情報モラルを、高等学校においての「道徳」の延長線上に位置づけて考えて見ることができる。

3.1 高等学校の道徳

高等学校には、特に「道徳」の時間がないため、文部科学省(2004)は、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならないとして、学校の教育活動全体で、その指導を行うことになる。

つまり本末転倒ではあるが考えかたによっては、教科「情報」においてその特質に応じた道徳教育を考えることができるということである。ここで、2章の中央教育審議会第一次答申での取り扱いのところで「自らの考えを持ち、自ら判断し、自らの責任において行動することが

大切である」との記述は、「道徳」の範囲で身につける個人としての自己確立であるとも考えられる。また、高等学校学習指導要録解説情報編での「情報モラル」は、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」と定義していた。この「基となる考え方と態度」は、「倫理・道徳」と読み替えてもよいであろう。

日常のモラルが根底にあり、その上に情報モラルがあり、その上にネット上のネチケット・マナーがあり、そこに成り立つのが「望ましい情報社会」と考えられるのではないだろうか。そこで、それらを含めた情報社会の創造に参画する態度が必要なのではないか。それこそ、2章での、ジョンソン(2001=2002)の倫理が技術の後追いをしているとの指摘を克服できる望ましい情報社会を創造することのできる人材を育成することができるのではないだろうか。

3.2 道徳の教育方法を利用した情報モラル教育

3.2.1 情報モラルの学習方法としての道徳教育の学習方法の引用

「技術」「知識」を教えても「行為」は、変えられない。この問題を解決すべく、情報モラル教育を「道徳」の教育方法の引用で試みる。道徳の教育方法には、多様な取り組みがある。林(2005)は、道徳の授業を感性、行動、理性の3領域に分け、それぞれ、感性については、「ロールプレイング」、「ケアリング」、「価値の明確化」が効果的であるとしている。行動の領域では、「ソーシャル・スキル・トレーニング」、「ライフ・スキル・トレーニング」、「モラル・スキル・トレーニング」が効果的であるとしている。最後に理性の領域では、「モラルジレンマ授業」、「ディベート的な授業」が効果的であるとしている。

ここでは、情報モラルでの取り扱いが特に重要視されている「著作権」に関わる問題を取り上げたいと考える。そして「著作権」を考えることは、理性の領域で道徳的判断力の育成に力点を置いた授業方法であるとされている「モラルジレンマ授業」を引用することが最も効果があがると考え、この方法を選んだ。

3.2.2 コールバーグの道徳性発達理論

モラルジレンマ授業は、コールバーグの道徳性発達論にその理論的根拠を置く。コールバーグ(1984=1992)は、発達段階の各段階の概要を次のようにまとめている(pp.277-278: レベル・段階の名称とそれぞれの段階において正しいことを行う理由について筆者による要約)。

レベル 前慣習的レベル

第一段階：他律的道徳 罰を回避するため、権威者の権力が卓越しているため

第二段階：個人主義 自分自身の欲求や利害関心を満たすため

レベル 慣習的レベル

第三段階：対人的な相互期待・相互関係、対人関係における同調

自分でも他者から見ても善良な人間でありたいという理由と他者に対する配慮や、黄金律という信念から

第四段階：社会システムと良心

社会全体のシステムの維持、自分に定められた責務を実行すべきであるという良心の命令のため

レベル 脱慣習的・原理的レベル

第五段階：社会契約的、または効用と個人の権利

全体の幸福と全ての人々の権利を擁護するために法を制定し遵守する。こうした社会契約の観点から法に対する責務の感覚と「最大多数の最大善」に基づく

第六段階：普遍的な倫理的原理

合理的人間として普遍的な道德原理の妥当性を認めているため、その原理に対する個人的コミットメントの感覚を持っているために

このような段階を検討したコールバーグは、人間は、一段階ずつ道德的発達を進めていくことになると考えた。これに、高校生の発達段階と「著作権」を当てはめて考えていくと、第二段階から第五段階の発達が妥当と考えることができる。例えば、楽曲のコピーを例にあげて考えてみる。お小遣いを節約するために楽曲をお互いコピーし合うのは、第二段階であろう。また、「著作権」という言葉を気にしながらも、友人という人間関係やまわりの友人も行っているからという理由で行うのは第三段階といえる。さらに、「著作権」と「著作権法」を遵守し、違法性の感じられるコピーを行わないと考えるのは第四段階である。さて、第五段階は、全体の幸福のために合理的な考察によって制定された法があるため、一部不公平が感じられても遵守しなければならないという意識のためコピーを行わない。

ここで大変興味深いことは、コールバーグは、第四段階から第五段階に移行する際に、第二段階の個人主義の傾向をしめすものがあることを認めている。これは、素朴に信じていた社会の規範が実は私的で恣意的であることとして認識し、道德的正しさに疑念を抱くとしている。しかし、自己を問い直すことにより、また自己と他者の関係およびそこでの責任を合理的に考えることによって、克服されるとしている。この段階は、「著作権」や「著作権法」を知識として得たことにより疑念を抱き、確信犯的に楽曲のコピーをネット上に公開する行為やファイル交換ソフトを使用し、楽曲をダウンロードする行為を行う大人に見ることができるのではないだろうか。第五段階に達して、このような問題を社会の問題と捉え合理的な方法で、自分の意見を世論に訴え、質問者に納得のいく説明をし、支持者を増やしていく指導者として経験を増やしていくことで、第六段階に達するのではないだろうか。

このように見ていくと、高校生について第一段階は、すでに通過していると思われる。また第六段階は、大人でも達しているものは少ないとされている。そこで「著作権」について考え

ると高校生の発達段階は、第二段階から第五段階に絞れると考えられる。この発達段階に従って、次にモラルジレンマ授業を考える。

3.3.3 モラルジレンマ授業による情報モラル教育

モラルジレンマ授業は、コールバーグの道徳性発達理論に基づくこの方法で、モラルジレンマ（道徳的価値葛藤）資料を用意し、それについて議論することによって、コールバーグの道徳性の発達段階を一つ上の段階に高める学習方法である。

ここでは、荒木(1988,2005)を踏まえて高校生用に考えていく。高校生は、文章を読み理解・思考することについては、ある程度力がついていると考えられるので、通常モラルジレンマ授業の2時間分を1時間に短縮することが可能であろうと考えた。そこで、2.6.2のB「著作権」に関する授業を1時間事前に行った後に、2時間目にモラルジレンマ授業を行うことにする。

2時間目の最初に資料（次項：3.3.4項参照）を読ませ、主人公のおかれたジレンマに直面させる。教師が、資料の細かな問題点・矛盾点を整理した後、第一次カードに、主人公はどうすべきかを判断と表1の評価分析表に従った理由の例を選ばせ記入させる。

個々の生徒自身の立場を確認させ、討議を活発にするため小グループに分ける。そこで、なぜそう思うか意見を述べさせて、生徒同士の討議を通して道徳的葛藤を明確にする。各意見の対立点を論点としてディスカッションを進めていき、生徒の心の中で最も納得させられた理由付けを各自取り入れていくことを促すことで、道徳性の発達段階を向上させる。

後に改めて第二次カードに再度自分が納得のいく理由を記入させてその道徳性の発達段階の変化を確認する。

モラルジレンマ授業を行い道徳性の発達段階を向上させることにより、従来から指導が難しいとされていた著作権・著作権法に関する情報モラルは、その意識の変容のみならず行為の変化をもたらすことが期待できると考える。

表1 評価分析表（筆者作成）

哲也は、雅彦にCDのコピーをすべきである。	哲也は、雅彦にCDのコピーをすべきでない。
レベル 第二段階：個人主義	自分自身の利害関心や欲求と一致
雅彦にCDをコピーすると今度は、自分にもコピーしてくれて得だから。	CDをコピーしたことが、家の人や先生にばれると、しかられるから。
レベル 第三段階：対人的な相互期待・相互関係、対人関係における同調	
雅彦は、大事な友人で、その友人の頼み事だから当然すべき。	アーティストのファンクラブの一人として、コピーすることは、ゆるされないことだから。

レベル 第四段階：社会システムと良心	
社会の基準から見れば、良くないことだとは、思うが、金銭的弱者の僕たちから考えると、道徳的に正義となりうるから。	みんながコピーしたら、この著作権という考え方が崩れるから。
レベル 第五段階：社会契約的、または効用と個人の権利	
著作権についてのお金の集め方自体に不公平なシステムだと考えるから。	法は守ることを前提に作られた約束事であり個人の権利を守るためにも必要なことであるから。

3.3.4 資料 「僕が守ってきた著作権法」

僕の名前は哲也だ。高校の軽音楽部のバンドでギターを担当している。雅彦は、同じバンドの仲間で親友だ。彼は、ベースを担当している。部室でバンドの練習をしていたら、ふいに雅彦がこういった。

「あれ？哲也、おまえオレンジレンジの新しいCD買ったのか。」

哲也は、真新しいCDを見つけていった。

「哲也、頼むから俺の分もコピーしてくれよ。友達だろ。おまえいいやつだし、今度おまえにも違うのをコピーしてあげるからさ、お互いお小遣いの節約になるじゃん。」

「だめだめ、僕は、彼らのファンクラブに入ってるしそんなことばかりしていたらアーティストは、食べていけなくなっていい作品を作れなくなるだろ。そしたら僕たちもいい作品が、聞けないんだよ。著作権法だってあるし。」

「著作権法ね。だけど、おれたちもいい作品作ってMD売ってるのに全然儲からないけど。」

「ああ、でも僕らは、売ってるっていうより配付してるってかんじだけどね。」

「まあな、あ！知ってるか？哲也、俺たちがいつも配っているMDなんだけど、なんか著作権を持っている人に補償金を払っているんだって、情報の授業で習ったんだ。」

「え？僕は、普通にMDを買っているけどそんなの払ったことないよ。」

「だから、俺らは知らないうちにMDの値段の中に補償金が混じっていて払ってるんだ。」

僕たちは、自分たちのバンドのオリジナルMDをコンサート会場で、一枚90円の実費分だけで配付していた。もちろん僕たちは、それで儲けようなんか全然思ってもいない。

「えー。だって例えば、僕らのMDは、僕らのオリジナルソングで、演奏も歌もみんな僕らがやってるんだから僕らに著作権があるのに、他の人が、著作権を持っていないでしょ。どこに著作権者がいるわけ、だから払わなくてもいいんじゃないの。」

「いや、だから、そんなこと関係なくそれでも売っている全部のMDにはじめから、価格に上乘せしてあるんだ。」

「えー。僕らには、著作権料が、一円も入らないだけでなく、MD買えば買うほど少しずつ誰

かわからない所へ著作権料を払わされている。こんなのおかしいよ。」

「だろ、おまえもやっとお金を儲けるためだけの著作権法のしくみが、おかしいことがわかったか。わかったら CD コピーしてよ。今度おまえにもしてあげるから。親友だろ。」

僕は、雅彦の顔をじっと見ながら、倫理で習ったソクラテスを思い出していた。どんなに悪い法でも守らなくてはいけないと毒杯をあおったソクラテス。はたしてそれは正しいのか。法に疑問を持ってはいけないのか。僕は、音楽を愛して、アーティストを尊敬してきたからこそ、友人たちに文句を言われても違法コピーに反対し、輸入版の邦人 CD なんかも買わなかった。僕はいったいどうすればよいのでしょうか。

この資料は、発達段階の第二段階から第五段階を考慮に入れている。第二段階については、規則が各人の直接的な利害関係にかなう場合のみ、その規則に従うことが正しいと考える。平等な交換・取引も正しいこととされる。第三段階では、身近な人々から友人などの役割に期待されていることに従って行動することが正しいとしている。また、第四段階の社会を維持するためのシステムを支持すべきものであり、もし全員が違反したらシステムが崩壊してしまうのでそれを避けるために正しいことを行うという段階から、第五段階では、法は社会全体によって吟味された制度であるから正しい行為を行うべきであるという段階までを取り扱った。

ここでは、個人の道徳性を対人的なものから社会全体を考慮した正しい行為を行うことを目的としている。

4. おわりに

情報モラルを 2.6 節で、三種類に分けた。知識型情報モラルについては、従来どおりの「知識」を教え込む方法でよいと考えるが、新たな倫理学型情報モラルについては、倫理学の学習方法を考慮し、道徳の学習方法を引用し、単に情報モラルに対する意識の変容だけでなく、本人の道徳的発達を含めて、日常モラルの発達も促せることになると考えた。また日常モラルの発達により、文部省(2000)が、『高等学校学習指導要録解説 情報編』で言及した「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度(p.82)」の「基となる考え方と態度」が得られることになる。

今後の課題は、情報社会での必要な「情報モラル」のひとつと考える積極的責任型情報モラルについての教育方法の問題である。コールバーグの道徳的発達の第五段階を超えて、経験を積んだ段階か、もしくは、第六段階にいたらなくてはいけないと考えられる。しかし、このことは、コンピュータネットワークの初期段階では、当然のように行われてきた。またコンピュータの存在以前でも、学術的な社会において「知」の共有と創造について行われてきた。例えば学会における発表やまた発表論文の引用などが考えられるだろう。このような自ら社会に対

し積極的な責任を果たすことが、今後の情報社会を発展させることに違いない。これらの「知」の共有と創造に対する責任とそれに対する他者の尊敬の念の関係をどう高校生に伝えていけばよいのだろうか検討する必要がある。

以上述べてきたことから、現在の高等学校普通教科「情報」における情報モラルの扱いをより重要視することを提案する。そして、高校生により前向きな明るい情報社会の創造を担うことのできる力をつけていきたい。また、情報モラルを学ぶことにより生徒個人が、自己を確立し、よりよく生きるための倫理の構築を促すことも期待したい。このように情報モラル教育を考えていくと道德教育が基礎になくは成り立たないことがわかる。今後も小・中学校における道德教育の充実に期待しつつ、情報モラル教育の充実に追求していきたい。

< 参考文献 >

- 荒木紀幸(1988)『道德教育はこうすればおもしろい』北大路書房、京都。
- 荒木紀幸(2005)『モラルジレンマ資料と授業展開』明示図書、東京。
- 岡本敏雄他(2005)『情報 A』実教出版、東京。
- 岡本敏雄他(2005)『情報 A 指導資料』実教出版、東京。
- 越智貢編(2000)『情報倫理学-電子ネットワーク社会のエチカ』、ナカニシヤ、京都。
- 越智貢(2004)『情報倫理学入門』、ナカニシヤ、京都。
- 神月紀輔・宮田仁(2005)「大学における知的財産権の保護推進をめざした実践と評価」日本教育工学会第 21 回全国大会講演論文集、pp.469-470。
- 小寺正一他編(2001)『新版 道德教育を学ぶ人のために』、世界思想社、京都。
- コールバーグ(1984=1992)「付録 A 道德的発達 の六段階」"Essays on Moral Development vol. The Psychology of Moral Development, Harper & Row, 1984, pp. 174-176"、片瀬一男他訳(1983=1992)『道德性の発達段階』、新曜社、東京。
- ジョンソン(2001=2002)『コンピュータ倫理学』オーム社、東京。
- 水谷雅彦(2003)『情報の倫理学』丸善、東京。
- 水谷雅彦他編(2005)『応用倫理学講義 3 情報』岩波書店、東京。
- 林泰成(2005)『道德教育論』放送大学教育振興会、東京。
- 文部省(2000)『高等学校学習指導要領解説情報編』、開隆堂、東京。
- 文部科学省(2004)『高等学校学習指導要領』、国立印刷局、東京。
- リーナス・トーヴァルズ(2001)「プロローグ」『リナックスの革命』ベッカ・ヒネマン他、河出書房新社、東京。

主指導教員（戸田光彦教授）、副指導教員（生田孝至教授・大浦容子教授）